

定期積金（スーパー積金）規定

令和2年4月1日現在

1条（掛金の払込）

定期積金（以下「この積金」といいます。）は表面記載の払込日に掛金を払込ください。
払込のときは必ずこの証書（通帳）をお差し出しください。

2条（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書（通帳）の当該払込記載を取消したうえ、当店で返却します。

3条（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4条（払込の遅延）

この積金の払込が遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。
または証書（通帳）記載の年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

5条（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第9条（2）のいずれも該当しない場合に利用することができ、第9条（2）の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの契約をお断りするものといたします。

6条（給付補填金等の計算）

- （1）この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- （2）約定どおり払込が行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書（通帳）記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条（2）によって解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ この計算の単位は100円とします。

7条（先払割引金の計算等）

- （1）この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書（通帳）記載の利回に準じて満期日に計算します。
- （2）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8条（満期日以後の利息）

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9条（解約）

（１）この積金を解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。

（２）前記（１）のほか、次の各号の一つにでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払い下さい。

- ① 積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

- (3) 前記(2)によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出印の印章により、記名押捺して(この通帳とともに)当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10条(届出事項の変更、証書「通帳」の再発行)

- (1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書(通帳)または印章を失った場合のこの積金の給付契約金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当金庫の所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。
- (3) 証書(通帳)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 当金庫は、預金口座の開設の際に、法令等で定める本人確認その他の取引時の確認等を行います。また、預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、法令等で定める本人確認その他の取引時の確認等を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届け出てください。

11条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、積金契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前記(1)～(3)の届出事項に取消または変更(前記(1)の成年後見人等の地位や権限、行為能力の変動を含みます。)等が生じた場合にも同様、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前記(1)～(4)の届出の前に、当金庫が過失なく積金契約者の行為能力等に制限がないと判断して行った払戻し等は有効なものとし、積金契約者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消や無効等を主張できな

いものとします。

1 2条（印鑑照合）

この証書（通帳）、（払戻請求書）、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 3条（譲渡、質入れの禁止）

- （1）この積金および証書（通帳）は、譲渡または質入することはできません。
- （2）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

1 4条（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

- （1）この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （2）前記（1）により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。証書（通帳）は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前記②の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 前記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （3）前記（1）により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利回を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日
- ③ 当金庫が積金契約者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

16条(休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、積金契約者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前記(1)の場合、積金契約者は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、積金契約者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 積金契約者は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

- ① この預金について、第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該

支払の請求を把握することができる場合に限りです。)

- ② この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者に代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

17条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知する事により、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上